

第32回定例総会議事録

1. 日 時	令和5年11月10日（金）午後3時15分招集
2. 場 所	市役所本庁舎8階 801会議室
3. 出席委員	
13名	1番 朝来野 清      2番 阿部 清      3番 大野 功二 5番 得丸 芳昭      6番 齊藤 耕一      7番 秋吉 和行 8番 加藤 隆生      9番 齊木 清範      10番 長尾 栄作 11番 脇 文夫      12番 筒井 昌一      13番 二宮 ナミ子 14番 中園 公雄
4. 欠席委員	
1名	4番 平山 孝行
5. 事務局	
	事務局職員 4名
事務局	ただいまより第32回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。
朝来野会長	(あいさつ)
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第32回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は13名、欠席者は1名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。

	(異議なし)
議長	<p>それでは、議事録署名委員に9番齊木委員さん、14番中園委員さん、書記は事務局の今田さんをお願いします。</p> <p>では、議案の審議に入ります。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
11番脇委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、賀来小中学校から南西へ約500mの距離に位置した農地であり、現地の1筆はカキ、サクランボ等の果樹、2筆は草刈後の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において1筆は果樹、2筆はカボス、ニンニクを栽培予定です。農機具はトラクター、耕運機、ハンマーナイフロータパンチを各1台、草刈機、軽トラックを各2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約37aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田西中学校から北東へ約650mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲</p>

<p>議長</p>	<p>受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機を各1台、草刈機を2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約189a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2ページ 3番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>8番加藤委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分南警察署から南西へ約200mの距離に位置した農地であり、現地は草刈後の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてサツマイモ、カボチャを栽培予定です。農機具は草刈機を5台、耕運機を4台、トラクターを2台、ユンボ、運搬車を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約102a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ4番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>

6番齊藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、福宗環境センターから南へ約600mの距離に位置した農地であり、現地はカキ、クリが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてカキ、クリを栽培予定です。農機具はトラクターを2台、草刈機を10台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約125a とります。</p> <p>面積がかなり広いですが、柿団地の一画になります。譲受人は柿部会に入り、当面の間は現所有者に農業指導を受けながら耕作していくとのことです。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ3ページ 1ページについて、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
9番齊木委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、竹中小学校より北西へ約2kmの距離に位置した農地であり、現地の1筆は稲刈り後の状態で、1筆は一部に野菜が栽培されており、現地的に保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約75a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

	(質問・意見なし)
議長	なければ4ページ 1番について、佐賀関地区の委員さんは、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
14番中園委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、旧大志生木小学校より南へ約850mの距離に位置した農地であり、現地はクリが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてクリを栽培予定です。農機具は草刈機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約0.2aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ2番について、大在地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
2番阿部委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大在小学校より南へ約580mの距離に位置した農地であり、現地はカボスが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてカボスを栽培予定です。農機具は草刈機を2台、耕運機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約14aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>

議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ5ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
12番筒井委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から西へ150mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてトマト、ジャガイモを栽培予定です。農機具は草刈機を4台、田植機を2台、トラクター、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約45a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
5番得丸委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、別保小学校から西へ約650mの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の天日干しされた状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、自走式草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約19a となります。</p>

	<p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ6ページ 農地法第5条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>8番加藤委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、雄城台高校より北東に約340mの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。転用者の状況です。本申請は、コンビニエンスストア等の経営事業を営む法人がコンビニエンスストアとして利用するものです。農地区分です。申請地は、水管、下水管が埋設されている市道の沿道であって、500m以内に2以上の教育施設、医療施設がある農地であるため第3種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ7ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>10番長尾委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次中学校より北西に約180mの距離に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、社会</p>

<p>議長</p>	<p>医療法人財団が運営する病院の駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ8ページ 1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>14番中園委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、神崎中学校より南西に約750mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理の様態でした。転用者の状況です。本申請は、一般住宅用地として利用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>14番中園委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p>



<p>議長</p>	<p>申請地は、こうざき小学校より北東に約400mの距離に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、一般住宅用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ9ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>12番筒井委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から北東に約860mの距離に位置する農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。転用者の状況です。本申請は、薬局経営事業を営む法人が駐車場及び貸駐車場用地として利用するものです。農地区分です。1筆はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地に該当します。1筆はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適すると認められる農地であるため甲種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	なければ2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番筒井委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から北東に約1.2kmの距離に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、自動車の販売等の事業を営む法人が駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第1号議案について採決します。</p> <p>第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第5条許可申請は許可相当とします。</p> <p>次に、10ページ 第2号議案 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。</p> <p>1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
11番脇委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。

	<p>申請地は、大分市歴史資料館より北へ約170mの距離に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者の認定農業者で、申請地において水稻、WCS、麦を栽培予定です。農機具はトラクターを4台、田植機、コンバイン、ウイングモア、ホイールローダーを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約52a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ11ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
12番筒井委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から北東に約1.5km の距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地において小麦を栽培予定です。農機具は草刈機を4台、トラクターを2台所有し、コンバインを2台借用しています。利用権設定後の経営面積は約137a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ次の12ページからは再設定ですので、説明は事務局からお願い</p>

事務局	<p>します。</p> <p>12ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利、期間は前回と同様ですが、賃借料が70,000円から40,000円に減額された再設定です。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者は議案の通りです。権利内容は、現行の使用貸借権3年間に5年間に延長した再設定です。</p> <p>13ページ1番です。土地の表示、申請者は議案の通りです。権利内容は現行と同内容での再設定です。</p> <p>14ページ 1番です。土地の表示、申請者等は議案の通りです。権利内容は現在賃借権10年間ですが、5年間に短縮した再設定です。</p> <p>15ページ 1番です。土地の表示、申請者等は議案の通りです。権利内容は現在と同内容での再設定です。</p> <p>それぞれの案件について、地区審議会で審議していただいたところ承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、16ページ 第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。</p> <p>1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>

8番加藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分家畜保健衛生所より1筆は北東へ350m、1筆は北へ180mの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、草刈機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約198a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ17ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
9番齊木委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、吉野中学校より北東へ約500mの距離に位置した農地であり、現地はハウスが設置されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地においてピーマンを栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、管理機、動力噴霧器を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約115a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	なければ18ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番大野委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校より南へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地において牧草を栽培予定です。農機具は、草刈機を2台、トラクター、耕運機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約93aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	なければ19ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番筒井委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校より南西へ約950m～1500mの距離に点在した農地であり、現地の1筆はカボスが栽培され、1筆は一部雑木、雑草が生えており、その他は水稻が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地において水稻、大豆、シイタケ、カボスを栽培予定です。農機具は、草刈機、チェーンソーを各3台、運搬車を2台、しいたけドリル、椎茸栽培用ドリル、発電機、田植機、椎茸の乾燥機、トラクターを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約30aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当である</p>

議長	<p>との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、次の20ページからは再設定ですので、説明は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>20ページ 1番です。土地の表示、申請者は議案の通りです。現行と同内容での再設定です。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者は議案の通りです。権利の内容は、所有者の内2名は現行と同内容ですが、1名については賃借権3年から5年に延長した再設定です。</p> <p>3番です。土地の表示、申請者は議案の通りです。権利、期間の変更はありませんが、賃借料が現在米60kgですが30kgに減額した再設定です。</p> <p>4番です。土地の表示、申請者は議案の通りです。現行の使用賃借権3年を5年に延長した再設定です。</p> <p>21ページ 1番です。土地の表示、申請者は議案の通りです。現行と同内容での再設定です。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者は議案の通りです。こちらも現行と同内容での再設定です。</p> <p>3番です。土地の表示、申請者は議案の通りです。現在賃借権5年の設定ですが、10年に延長した再設定です。</p> <p>22ページ 4番です。土地の表示、申請者は議案の通りです。現行と同内容での再設定です。</p> <p>23ページ 1番です。土地の表示、申請者は議案の通りです。現在使用賃借権3年での設定ですが、5年に延長した再設定です。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者は議案の通りです。こちらも同じく期間</p>

	<p>を3年から5年に延長した再設定です。</p> <p>3番です。土地の表示、申請者は議案の通りです。現在期間5年、賃借料15,000円から期間を3年に短縮、賃借料を10,000円に減額した再設定です。</p> <p>24ページ 1番です。土地の表示、申請者は議案の通りです。現行と同内容での再設定です。</p> <p>2番です。こちらと同じく、現行と同内容での再設定です。</p> <p>25ページ3番です。土地の表示、申請者は議案の通りです。権利、期間は現行と同様ですが、賃借料が米90kgから60kgへ減額した再設定です。</p> <p>4番です。土地の表示、申請者は議案の通りです。現在3年で設定している使用貸借権を10年に延長した再設定です。</p> <p>5番です。土地の表示、申請者は議案の通りです。現在3年で設定している賃借権を5年に延長した再設定です。</p> <p>それぞれの案件について地区審議会で審議していただいたところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案は承認します。</p> <p>次に、26ページ 第4号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行</p>



事務局	<p>います。説明は事務局からお願いします。</p> <p>26ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。所有者の内ひとりの方は、利用権で権利設定していますが、1月以降は中間管理事業に切り替えての設定となります。現地調査報告です。申請地は竹ノ内地区、小原地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約2,205a となります。</p> <p>27ページ1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次本町地区、楠木生地区、尾津留地区、備後地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約10ha となります。</p> <p>28ページ 2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。利用権から中間管理事業に移行しての設定となります。現地調査報告です。申請地は楠木生地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培しており、契約成立後の経営面積は約279a となります。</p>
議長	<p>次の3番と、30ページ 1番は齊木委員さんの案件ですので、齊木委員さんは一旦、退室をお願いします。</p> <p>(齊木委員退室)</p>
議長	<p>では、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>28ページ 3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りで</p>

	<p>す。現地調査報告です。申請地は、上志津留地区、下志津留地区に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培しており、契約成立後の経営面積は約192aとなります。</p> <p>30ページ 1番は再設定の案件になります。土地の表示、申請者等については議案の通りです。中間管理事業で公社を通じて、引き続きの設定となります。</p> <p>二つの案件について地区審議会で審議していただいたところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、28ページ 3番と30ページ 1番について採決します。本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、28ページ3番と30ページ 1番は承認することとします。</p> <p>では、齊木委員さんは着席をお願いします。</p> <p>(齊木委員着席)</p>
議長	<p>それでは引き続き事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>28ページ 4番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在は利用権で権利設定していますが、1月以降は中間管理事業に</p>

	<p>切り替えての設定となっています。現地調査報告です。申請地は、川床地区、戸次本町地区に位置した農地であり、現地の3筆はハウスが設置されており、その他は露地野菜が栽培されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にイチゴ、ピーマン、露地野菜を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約396a となります。</p> <p>29ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は新田地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にニラを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約263a となります。</p> <p>それぞれ地区審議会で審議していただいたところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、採決した28ページ 3番と30ページ 1番を除く、第4号議案について採決します。</p> <p>第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第4号議案は承認します。</p> <p>次に、31ページ 第5号議案 非農地証明願について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>31ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は2000年頃からそれぞれ山林、法面になっているとのことで</p>

	<p>す。現地調査報告です。申請地は、野津原支所から南東に約1kmの距離に位置した農地であり、1筆は山林化し、1筆は法面として利用され急傾斜で面積も矮小であることから農地として復元しても継続して利用することができないことが見込まれました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p> <p>2番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1972年頃から農地への進入路として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、野津原支所から南西に約630mの距離に位置した農地であり、現地は農地への進入路として利用されていました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当との意見でした。</p> <p>32ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1993年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、竹中小学校より北西へ約2kmの距離に位置した農地であり、現地は山林化していました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>次の、2番は齊木委員さんの案件ですので、齊木員さんは一旦、退室をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（齊木委員退室）</p>
事務局	<p>では、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>2番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は、1筆は2015年頃から農業用倉庫として利用されており、農業委員会に倉庫を建てる旨の転用届が出ています。もう1筆は2015年頃から耕作放棄により原野になっているとのことです。現地調査報告です。申請地は、吉野中学校より南へ約1.8kmの距離に位置した農地であり、1筆は</p>

議長	<p>農業用倉庫として利用され、1筆は原野化していました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、32ページ 2番について採決します。</p> <p>本件について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、32ページ 2番は非農地決定します。</p> <p>では、齊木委員さんは着席をお願いします。</p> <p>(齊木委員着席)</p>
議長	<p>それでは、引き続き事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>33ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は、1970年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、こうざき小学校より北東へ約380mの距離に位置して農地であり、現地は原野化していました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p> <p>34ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1990年頃から電柱敷地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、川添小学校より南へ約950mの距離に位置した農地で、現地は電柱敷地として利用されており、面積も矮小なこ</p>

	<p>とから農地に復元しても継続して利用することができないことが見込まれました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p> <p>2番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1977年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校より北東へ約1.7kmの距離に位置した農地で、現地は雑草等が密集して茂っている状態でしたが、草刈管理等を行えば農地として利用することができる状態でした。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、草刈等を行えば、まだ農地として利用できる、また非農地証明の発行基準に該当する項目がないとの判断から、非農地に該当しないとの意見でした。</p> <p>3番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は2014年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、神崎小学校より南東へ約500mの距離に位置した農地で、現地は山林化していました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、採決した32ページ 2番を除く、第5号議案について採決します。</p> <p>第5号議案について、34ページ 2番は非農地に該当せず、その他については非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長	<p>全員賛成ですので、第5号議案について34ページ 2番は非農地に該当しないこととし、その他は非農地決定します。</p> <p>次に、35ページからの 第6号議案 報告事項について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>第6号議案です。35ページ、36ページです。農地法第4条第1項第7号届出で、市街化区域内農地において、所有者自身が転用する届出が合計で6件出ています。次に37ページ～40ページです。農地法第5条第1項第6号届出で、市街化区域内農地において、権利移動を伴う転用の届出が合計で32件出ています。最後は41ページ、42ページです。農地法第18条第6項通知で、利用権の双方合意による解約の通知が合計で3件出ています。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、その他協議事項について事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>特にありません。</p>
議長	<p>なければ、以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。</p> <p>その他で何かありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、これで第32回定例総会を閉会します。</p>